

平成23年 6月14日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成23年6月14日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
（町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 議案第23号 平成23年度東庄町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
（平成22年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）
- 日程第 9 報告第 2号 事故繰越し繰越計算書について
（平成22年度東庄町一般会計事故繰越し繰越計算書）
- 日程第10 請願第 2号 「国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第11 請願第 3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第12 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

- 1番 林 甚一 君
- 2番 鈴木正昭 君
- 3番 高木武男 君
- 5番 多田和弘 君
- 6番 山崎ひろみ 君

8番 宮崎正吾君
 9番 花香むつみ君
 10番 鎌形寿一君
 11番 林勝俊君
 12番 高嶋雅弘君
 13番 宮澤喜久男君
 14番 平山茂君
 15番 箕輪誠一君
 16番 勝野暢一君

○欠席議員（1名）

7番 土屋進君

○出席説明員（13名）

町長 岩田利雄君
 副町長 清水正幸君
 監査委員 北山武彦君
 まちづくり課長 相馬良男君
 総務課長 菅谷武男君
 病院事務長 宇ノ澤康成君
 町民課長 池永芳則君
 健康福祉課長 林敏行君
 会計管理者 鈴木努君
 農業委員会事務局長 金島正好君
 教育委員会委員長 飯田武士君
 教育長 小澤茂君
 教育課長 五十嵐秀司君

○出席事務局員（3名）

事務局長 林泰雄
 次長 青柳清子
 主査 林昌樹

(午前10時00分 開会)

議長（勝野暢一君）

ただいまの出席議員は14名です。

7番 土屋進君から入院治療中のため、本日から16日まで欠席したい旨、届け出がありました。

ただいまから、平成23年6月東庄町議会定例会を開会します。

会議に先立ち、報告します。去る6月1日、千葉県町村議会議長会定例会において、自治功労表彰がありました。本町議会の花香むつみ議員、鎌形寿一議員、林勝俊議員、高嶋雅弘議員と私、勝野の5名の議員が表彰されました。まことにめでたうございます。ここで、表彰状の伝達式を行います。

(伝達式)

それでは、伝達式を始めさせていただきます。お一人ずつお名前を申し上げますので、前にお願ひしたいと思ひます。

花香むつみ様。表彰状。香取郡東庄町、花香むつみ様。貴殿は、多年町村議会議員として、地方自治振興発展に寄与貢献せられました。その功績は、まことに顕著であります。よって、記念品を贈呈し、これを表彰します。平成23年6月1日、千葉県町村議会議長会会長、中村秀美。

鎌形寿一様。表彰状。香取郡東庄町、鎌形寿一様。以下同文とします。平成23年6月1日、千葉県町村議会議長会会長、中村秀美。

林勝俊様。表彰状。香取郡東庄町、林勝俊様。以下同文です。平成23年6月1日、千葉県町村議会議長会会長、中村秀美。

高嶋雅弘様。表彰状。香取郡東庄町、高嶋雅弘様。以下同文とします。平成23年6月1日、千葉県町村議会議長会会長、中村秀美。

これで伝達式を終わります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、13番 宮澤喜久男君、3番 高木武男君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの3日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、山崎ひろみ君。

6番（山崎ひろみ君）

おはようございます。平成23年6月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る6月7日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案4件、請願2件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から16日までの3日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は3人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、承認第5号、議案第23号を順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第1号及び報告第2号の報告を行います。次に、請願2件を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して散会とします。

第2日目の15日は休会としまして、午前中は文教福祉常任委員会を、議員控室にて開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日、16日は時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、一部事務組合の議会報告等を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（勝野暢一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から6月16日までの3日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

3月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承を願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願2件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岩田町長。

町長 (岩田利雄君)

それでは、平成23年3月1日から5月31日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

1ページ目、総務課庶務関係の職員の退職及び新規採用でございますが、3月31日までに一般行政職員等7人が退職をし、年度当初に医師及び一般行政職等6名を採用しております。定員管理につきましては、効率的な行政運営を念頭に十分意を配してまいりたいと考えております。

次に2ページ目から3ページにかけまして、今回の震災に関します被害状況及び対応状況を掲載しております。被害を受けた皆様には心よりお見舞いを申し上げます次第でございます。

まず、2ページ目の下段でございますが、町へのお見舞金として13件、604万円をいただいております。また、町独自の制度として住家災害見舞金を支給させていただいておりますが、半壊以上の被害を受けられた方への支給を

終えております。

さらに、3ページ目に記載の町道・農林関係の被害につきましては、現在国の査定を受けているところではありますが、生活に密着した施設の一日も早い復旧を図っております。

次に、4ページ目下段、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、軽自動車税を3,241万円、町県民税の特別徴収分を6億54万円、さらに次のページに記載のとおり固定資産税を6億4,151万円余りを課税し、5月にそれぞれの納税通知書を発送いたしました。

次に8ページ目中段に、災害等による廃棄物の受け入れ状況を記載しております。震災対応の重要な施設でありますので、これからも受け入れに支障のないように行ってまいります。

次に11ページ目、上段に介護サービスの利用状況を表にまとめてございます。今後も介護を必要とする方に有効に活用されるよう努めてまいります。

次に12ページ目、建設関係の発注工事でございますが、災害の仮復旧工事等を契約しております。本復旧工事へ向けて、速やかに取り組んでまいります。

次に14ページ目、中段からの観光関係でございますけれども、5月8日に駅からハイキングを331名のご参加をいただき実施しております。また、5月8日と15日の2日間、雲井岬つつじまつりを実施し、合計4,000人の参加者がございました。

最後に16ページ目上段、東庄病院関係でございますけれども、入院、外来患者数が1日平均それぞれ59人、117人となっております。県からの派遣医師につきましても、離任医師の補充として新任医師に着任をいただいております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（勝野暢一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告を申し上げます。17ページをお開きください。主なもののみ申し上げます。

2、学校教育関係の（1）教職員の人事異動、（2）学校医等の委嘱について

でございます。ごらんください。(3)、(4)については、幼・小・中の卒業式・卒園式、入学式・入園式でございます。いろいろとご出席ありがとうございました。(6)契約関係ですが、18ページの一番上に、日本人英語講師派遣委託業務がございます。これは、本年度より小学校五、六年生の授業に英語が導入されましたので、小学校5校を巡回指導していただいている先生の分でございます。

19ページの3、4の生涯学習、公民館関係は、各種団体の総会及び開講式が主なものでございます。公民館・体育施設等の契約関係は19ページ、20ページに記載してありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、教育委員会行政報告とさせていただきます。

議長（勝野暢一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

9番、花香むつみ君。

9番（花香むつみ君）

9番、花香むつみです。防災対策について、要旨といたしまして、震災時に避難所におきましての現状と課題について、災害時損壊道路の復旧工事状況について、そして災害時前に計画した生活道路整備の状況について、お伺いをしたいと思っております。

3月11日の東日本大震災では多くの犠牲者が出ました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。そして、今まだ約9万人もの避難されている皆様には大変な思いをされ、心からお見舞いを申し上げます。震災から早くも3カ月が過ぎました。千年に一度と言われる未曾有のマグニチュード9.0の地震、そこに津波、福島での原子力発電所の事故と三重の想定外の災害に痛みを背負いました東日本大震災です。

私たち、東庄町でも被害がありました。先日広報では「震災支援号」を発行し、掲載した内容では人的被害負傷者は5人、家屋全壊が3棟、半壊が4棟、一部損壊宅が1,806棟と発表されました。東庄町としての支援としては、住家災害見舞金制度のお知らせをし、町税では国民健康保険税の減免など、詳

細を掲載されておりました。震災時には多くの民家の屋根がわらが落ちたり、庭がどろがふいたり、道路が損壊をしたり、だれもが経験のない地震で、恐怖の余りで町の防災無線での避難の呼びかけに役場、公民館、保健福祉総合センター、ふれあいセンターの4カ所に避難されました。

私も家族とともに、公民館、役場に避難しました。そのときの避難した状況ですが、お年寄りとか家族で公民館の2階の和室の部屋は、どんどん避難した家族でいっぱいになりました。町の方の呼びかけに毛布を持っての避難でしたので、防災用の毛布もありましたけれども、準備の方はその点は大変よかったですと思いました。

避難者の中に、弓道の合宿で旅館の方より避難されておりました約20人から30人ぐらいの東大生の皆さんがおりました。町長が東大生へのお手伝いの依頼で、また役場職員の皆さんと早速炊き出しをいたしました。3升、4升、5升炊きの炊飯器の釜にお米をといて炊くのですが、停電となって発電機で水をくみ上げてお米をとぐのですが、十分な水がないので、節約をして炊き上げました。

地震とともに停電となり電気が消えてしまって、電気を使つての機能する設備は働かなくなって、夜になりまして公民館の方は停電で暗く足元が見えません。役場の方では発電機で電気を起こしておりましたので、役場玄関口は一晩じゅう照らしておりました。テレビも放映されておりました。ですので、震災状況がわかり、緊急地震速報が入りまして、その点は大変よかったですと思います。

一番困ったことはトイレでありました。役場のトイレはセンサーで感知して水が出て流れる方式なので、停電で水道が出ず、便利なトイレの機能が働きません。大きなおけに水を用意しても、大勢が使うのですぐに汚れて手のつけようもなく困りました。

そこで、質問をいたします。

早速、炊き出しができたお米は災害に備えて確保してあるのでしょうか。また、そのほか、食料としてはどんなものが確保してありますか。また、避難所でも庁舎での炊き出しの際、緊急のため消火栓の水を使用しましたが、各避難所に迅速に対応するためには、水の確保についてどのように考えておられますか。トイレのセンサーが使えない場合の仮設トイレが必要と考えますが、その点は

どのように考えますか。

以上、震災時に避難いたしました役場、公民館、保健福祉総合センター、ふれあいセンターでの状況ですが、その後、現状と今後の改善としての課題をお伺いいたします。

また、町道での損壊箇所が116カ所、通行止め箇所が3カ所となっております。今まだ余震が時折あり揺れております。また、ことしは台風が1号から、そして2号と大雨をふらせております。道路の決壊した箇所がさらに崩れたりいたします。損壊した116カ所の復旧工事はどこまで済んでおりますか。教えてください。

また、震災時前に計画し手がけた生活道路は遅れるとは思いますが、その辺の計画、予定はどのようになっておりますか。お伺いをいたします。

2回目の質問は自席にてお伺いさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、災害用備蓄食料及び備品関係の質問からお答えいたします。

まず、米の備蓄に関しましては、今回の震災に際しましては業者からの購入を初め、学校給食センターの在庫米の一部を一時的に流用するとともに、農家の方からご寄附をいただいたところであります。米は玄米にしろ、白米にしろ、保存期限が限られますので、学校給食センターの備蓄米の流用、また業者から購入するなどによりまして対応してまいりたいと考えております。

しかし、発災時の避難所運営の初動態勢としまして、食料の備蓄は必要でありますので、今回ご提案いたします補正予算の分を含めまして、乾パン450缶、アルファ米、これはお湯または水のみでご飯になるものでありますけれども、200食分を備蓄したいと考えています。

次に、断水した場合の飲料水の確保についてでございますが、第1次としてペットボトルでの供給を図るため、今回の補正とあわせて500ミリリットルを450本、2リットルを300本備蓄したいと考えています。また二次的な

供給として給水車などから水を運ぶための非常用飲料水袋、6リットルの袋を水道事業とあわせまして3,200枚備蓄するとともに、町公民館の井戸水の利用を考えています。さらに、第3次的供給としましては、各学校などの防災倉庫に配備済みの緊急時用の浄水装置によりまして、川または堰の水を浄化して利用することを予定しています。

次に、仮設トイレについてであります。現在テントつきの簡易トイレは6セットあります。また、これに使用する交換用の袋は600枚備蓄しています。これは、避難所などのトイレの機能がすべて失われたときの使用を想定しているものであります。今回の震災のように断水のみによるものにつきましては、川の水を運ぶなどして外部から水を供給することにより、トイレの機能を維持しようとしたわけでありましたが、避難者への使用方法の説明不足、また水の供給不足などによりまして、皆様に大変ご苦勞をおかけしたことを認識しております。今後の避難所運営の課題としたいと存じます。

また、トイレの給排水機能が失われた場合に備えまして、既設の便器にかぶせて使用するスケットイレ、凝固剤の袋でありますけれども、今回の補正とあわせまして1,200枚備蓄したいと考えております。

次に、避難所の現状と課題、そして今後の改善点につきまして申し上げます。

今回の震災では、災害の規模及び被害状況等を考慮し、公民館、保健センター、ふれあいセンターと役場の一部を避難所としたわけでありましたが、結果的に避難者の人数に対する容量的には適当であったと考えています。

しかし、本格的な避難所として使用した部分は初めてでありましたので、避難所としての運営上、苦慮した点も見られ、今回の補正で通信手段の確保の意味から防災行政無線の移動系の再整備、また公民館、非常用電源回路の整備費用などをお願いしているところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、花香議員からの質問の災害時損壊道路の復旧状況及び災害時前に

計画した生活道路整備の状況について、お答えします。

最初に町道の復旧状況ですが、被災箇所116カ所のうち、本復旧まで完了しているのは59カ所、率にしまして51%。応急復旧済みが56カ所、率で48%となっております。現在、全面通行どめが1カ所となっております。

今後の復旧予定ですが、大規模なもの13カ所については災害復旧事業の国庫負担金を見込んでおり、国の災害査定が6月22日、23日にあり、採択されてから本復旧工事となります。それ以外の箇所については、幹線道路から随時、本復旧工事を進めております。

次に、全面通行どめとなっている3カ所の状況ですが、1カ所目の東和田地先の舟戸に続いている町道については、片側通行等の応急復旧も難しいことから、6月22、23日の災害査定前に国の承認を得て入札を6月2日に行い、本復旧工事に着手しております。

2カ所目は県民の森へ通じる林道で、管理者である千葉県北部林業事務所が応急復旧工事を6月中に終え、7月に片側通行での開放を予定しております。本復旧については工法、予算がつき次第実施すると聞いております。

3カ所目につきましては、こもしき橋から河口堰へ通じる堤防管理用の道路で、管理者である国土交通省が復旧することになっており、現在応急復旧工事を実施中であり、8月の通行開放を目指しております。なお、本復旧については出水の影響を考慮し、秋以降になると聞いております。

次に、災害時前に計画した生活道路の状況ですが、基本的には災害復旧工事を最優先とし、ただし、用地買収済みで実施設計ができている箇所については、既に今年度工事として発注しております。地元に対しては回覧等でお知らせしておりますが、資材等の不足や緊急工事を優先していることから着工が遅れているのが現状です。本年度予定の町道整備については、災害復旧工事の発注が済み次第、測量、用地買収、実施設計等を随時進めてまいりますので、工事の遅れに関しましてはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（勝野暢一君）

9番。

9番（花香むつみ君）

ご答弁、ありがとうございます。このたびの未曾有の震災時間2時46分に発生しました。そして、わずか4分後の2時50分に、東庄町では防災対策本部を設置されました。岩田町長対策本部長のもと、早速分担されてそれぞれの分野と職員の皆さんは迅速に対応しておりました。緊急時にもかかわらず、対応ではスピードを持っての対処に評価をいたしております。

炊き出しの際にも避難された人たちは、電気も水道も切れてしまって夕飯の用意もできない中、温かいおにぎりが配られて恐怖と不安の中、とてもありがたく思ったと思います。お米の確保の運用されました状況下、先ほどお伺いをいたしました。ありがとうございます。これも迅速な対応であり評価いたします。

停電となりまして、公民館での足元が暗かった点においては、発電機を導入されるとのご答弁を賜りまして、今後の防災への対策課題ととらえ、どうぞよろしく願いをいたします。

また、2日から3日の断水であったと思います。水道の方は地震での影響で水道管の破裂でやむを得ませんが、今後への防災対策としてしっかりとした補強は必要と考えます。例えば、老朽するような箇所など見込まれているような部分など、この機会に点検をし、改修・改善をしてほしいと思います。今回の炊き出しの際には消火栓の水を使いましたが、今後の課題としてご検討をいただきたいと思います。

仮設トイレの件ですが、この未曾有の災害で被害の大きかった被災地の方々は、今まだ避難されている避難所での人たちも随分と我慢をしている状況ではないでしょうか。私たち、東庄町でも我慢が必要だと思いますが、東庄町においては災害用のトイレがあるようです。先ほど、ご答弁もいただきまして、準備態勢に入っただけのことを、今後の災害時にはそのような仮設トイレを使えるよう、改善、課題の一つと考えております。

また、災害時損壊道路の復旧工事状況についてですが、116カ所というたくさん箇所の損壊、そして通行どめの箇所があり、大変な作業の復旧となりまして、この損壊道路の担当課はまちづくり課であります。本年度の事業計画があつて毎日の勤労の中、突然のこの災害にさらなる労働を余儀なくされて、大変苦慮されていると思います。

近隣の市では災害時におけるマニュアルができており、消防団員とか災害見回り等々、その被害状況により、工事の必要時には提携されております工事会社とか契約されているようで、復旧工事はスムーズに運ばれている旨の情報がありました。東庄町においても、スピードを持っての対応です。その点の復旧工事への手配、連携はどのように図っておりますか。この点について、お伺いいたします。

また、通行どめの黒部川沿い、そして県民の森道路、この復旧工事は国土交通省の管轄であり、国・県にゆだねるしかないと思います。そして、通行どめの1カ所、舟戸の損壊道路においては、先ほどの状況の説明の中、国よりの補助金の前倒しを活用し、もう既に入札も済ませて復旧工事に入るとのことです。道路はそこに住む人、いつも利用している人たちにとっては不自由をされております。この舟戸の通行どめ箇所はスピードある対応と評価いたします。

また、生活道路ですが、本年度の計画で整備を実施する地域の人たちは、それぞれの思いで期待されていると思います。個人的にもいろいろと計画されている人たちもいます。そこで、震災で遅れるのはやむを得ないと理解はされていると思いますが、要望ですが、できるだけ事業の推進を図っていただきたいと思います。引き続きのご苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

2回目の質問とさせていただきます。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、最初に今回の断水の原因と復旧の状況ですが、まず浄水供給者である東総広域水道企業団において地震による送水管の破損があり、復旧は当日の深夜までかかりました。また、用水供給者である水資源機構では、地震により自家発電の制御盤が壊れてしまい、用水の供給が2日目の12日正午ごろまでストップしました。このため、企業団から新堀と小南の配水場への送水が開始されたのがその日の夕方となってしまいました。町では、その夜に漏水の確認を行いながら、病院、避難所ルートを最優先に給水を開始しており、14日午前に全町が給水可能となりました。

今回の地震により、町の施設については配水場、配水管ともに被害がなかったことと、管工事組合の漏水調査等の協力により、比較的早く断水が解消できたものと思っております。

なお、本町の老朽管についてはすべて布設がえが済んでおり、今後耐用年数を迎えるものについては更新計画を立て、耐震管等にかえていくことになっております。

次に、災害マニュアルについてですが、本町においても地域防災計画に基づき、町長を本部長とした防災体制をしいており、道路に関しては建設業者に対して出動態勢を要請し情報収集に努めるとともに、被災道路については応急措置を行っているところです。

なお、今後の災害に対して迅速な復旧体制の確立を図るため、現在建設業者と災害協定締結に向け協議中であります。

よろしく申し上げます。

議長（勝野暢一君）

9番。

9番（花香むつみ君）

ありがとうございました。水道管の破裂は、水道企業団の中であつたようでございます。未曾有の震災でその辺の被害状況が今、課長よりいただきまして、東庄の方は比較的軽かつたようですが、各家庭においての地震の際に亀裂が入り、水道管が使えなくなった状況下もありました。

耐用年数におきましては、まだ満たされているとのことで、その際に今度新しく耐震率が高い水道管に取りかえてくれるとのことでした。ありがとうございました。引き続き、ご苦勞をおかけいたします。どうぞよろしく願いいたします。

東庄町では、今まだ多くの住家の屋根がわらがブルーシートで覆われております。地震の大きさ、すごさがあらわれていますが、被害に遭われた住家の皆さんは大変だと思います。多額な費用がかかり、苦慮されている人たちもあります。既に、東庄町では住家災害見舞金の助成は6月1日より始まっておりますが、東庄町としてその点できる限りの生活面、経済面での助成をよろしく願いしたいと思っております。

ことは、職員の皆さんは常備の仕事の上に、震災での仕事が重なっております。本当に大変だと思いますが、またいつか来る想定外の災害、震災に備える意味でも、この未曾有の震災で、この経験でさらなる迅速な対応、対処ができると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これからも、行政、議会も協力をして、町民の皆さんのさらなる暮らしの安全・安心を図るべく努力をしていかなければならないと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

これで、私の防災対策についての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（勝野暢一君）

以上で、花香むつみ君の一般質問を終わります。

次に、6番、山崎ひろみ君。

6番（山崎ひろみ君）

山崎ひろみでございます。一般質問を始めさせていただくに当たって、改めて東日本大震災で亡くなられました皆様を初め、被害に遭われました皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復興されますようご祈念するものであります。

大地震から3カ月もたつというのに、いまだ行方不明者は8,000人を超え、避難所での生活を余儀なくされている人は9万人以上に上るという現実、また東京電力福島第一原子力発電所では、いまだ事故収束が見えておりません。しかし、その被災地で子どもたちからお年寄りまでが、あの絶望のふちからたくましく立ち上がろうとされています。助かった命をむだにしないように、一生懸命生き抜いていこうと頑張っておられます。大きな災害が起きるたびに、我が町の防災機能は大丈夫なのかと考えさせられます。

最初に、この度の大地震において我が町の防災機能に対する課題、また防災教育の取り組み等について質問させていただきます。

幸いにも大きな人的被害はなく、家屋についても大規模半壊等は、隣の香取市などに比べて少なかったようです。しかし、町民の皆様においては個々の被害の度合いがさまざま、経済的にも精神的にも痛手を負っておられます。行政として、できることについては精いっぱい努力していただきたいと考えます。

3月11日、午後2時46分、地震が発生し、東庄町でも震度5弱の揺れがありました。屋根がわらが落ち、塀は倒れ道路は陥没、町内全域が停電、断水になり、生活に大きな支障が出ました。その後、余震も続き、私自身も恐ろしい思いとともに、まるで現実とは思えない日本列島の状況を知るにつけ、不安な気持ちでいっぱいでした。町内4カ所の避難所には500人以上の方が身を寄せてこられたとのこと。そのほかにも高台や周りに建物が無い場所へ移動し、車の中で一晩過ごした方も多くいたことも事実です。私もその1人でした。町は地震発生後、直ちに災害対策本部を立ち上げ、町長を初め職員全員が懸命に町民のために働いてくれたことに感謝いたします。

避難所の状況等については、先ほど花香議員の質問にありましたので、重複しないようにしたいと思います。

今回は町内4カ所を避難所としましたが、そのほか各学校にも防災備蓄倉庫を設置してありますが、それらの状況はどのようになっていますか。さらに、高齢者のみの世帯や障害者などの避難誘導についてはどのようになっていますか。前にも質問させていただきましたが、災害時要援護者のリスト作成はできているのでしょうか。今回は想定外の大地震とされますが、町民の生命、財産を守り、安全・安心を確かなものとするために地域防災計画を見直さなければならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

このたびの震災で、巨大津波により壊滅的な被害を受けた太平洋沿岸部、その中で岩手県釜石市は死者・行方不明者が約1,300人に上りましたが、市内の小・中学校は独自の防災教育が功を奏し、ほぼ全員が無事に避難することができたとのこと。それについては、群馬大学大学院の片田敏孝教授が釜石市の学校防災教育を始めたのが7年前からのことです。2010年度からは、市内の全14小・中学校で津波防災教育が行われてきたそうです。詳しい内容を話すと長くなりますので申し上げますが、今回の災害では小・中学生のうち、病欠などしていた5人が亡くなっていますが、学校管理下にあった約3,000人の子どもたちを犠牲者ゼロにできたことは、本当に素晴らしいことだったと大変評価されています。

教授に小・中学校で防災教育を進めるねらいはと聞くと、「10年たてば最初に教えた子どもは大人になる。さらに、10年たてば親になるだろう。する

と、防災を後世に伝える基本的な条件、防災文化の礎ができる。もう一つは子どもを通じて、家庭に防災意識を広めることができる。親の世代は忙しくて防災の講演会をしても来てくれる世代ではないから」と。そこで、「お子さんの命と一緒に守りましょうと、親の世代と共同体制を組もうと考えた」と述べられていました。

そこで、我が町の学校等における防災教育はどのようになされていますか、お伺いします。

次に、2番目の質問に移ります。

このたびの震災の影響で東京電力の供給力が低下したことで、電力需要がピークを迎える夏場の電力使用が大きな問題になりました。全国的に節電対策が話題になっております。企業や各家庭での削減目標も挙げられています。千葉県庁では25%の削減に取り組み、7月から9月にサマータイムを導入するなど発表していますが、我が町の削減目標と取り組みについて伺い、また町民に対する家庭での15%削減目標に対して、どのように周知して取り組んでいくのかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、初めに防災備蓄倉庫の状況について、お答え申し上げます。

各学校などの防災備蓄倉庫には、発電機、チェーンソー、排水ポンプ、緊急工具箱セットなどの災害対応に直接関係する器具を主に配備しています。しかし、各学校の体育館が避難所となることも想定されていることから、避難所立ち上げに最低必要な発電機つき投光器を2基、真空パックされた毛布を60枚ずつ備蓄しております。その他、食料を初め、毛布などの在庫は役場の防災倉庫に一括管理し、必要な避難所へ順次供給することで運用するものであります。

次に、地域防災計画の見直しについて申し上げます。

今回の震災を受けまして、国の防災基本計画、また千葉県の地域防災計画も見直しされることが予想されますので、これらの推移を見守りながら、本町の

地域防災計画につきましても見直しの検討を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、要援護者避難支援対策としましての災害時要援護者名簿の作成状況のご質問にお答えをいたします。

まだ、名簿の整理はできておりませんが、現在要援護者情報の収集を行っていただきます民生委員児童委員協議会と協議をしております。名簿のもととなります個人ごとに作成する「災害時要援護者登録台帳」、この様式については内容がほぼ固まりまして、個人情報を実際にどのように収集していくのが現在、課題として残っております。その協議が終了次第、民生委員・児童委員に担当地域で個人ごとに台帳への同意と登録の働きかけを行っていただきまして、年度内をめどに順次名簿を作成してまいりたいと考えております。

なお、それとは別に町の資料としまして、地域包括支援センターが75歳以上の独居と高齢者のみの世帯につきまして、毎年度名簿を作成しております。その情報を民生・児童委員に提供し、また民生委員・児童委員、各委員が把握している情報を町に提供をいただいております、情報の共有、見守り支援活動に生かしているところでございます。

以上でございます。

議長（勝野暢一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方から防災教育の取り組み等について、お答えさせていただきますと思います。

防災教育につきましては、学習指導要領の中で特別活動としまして、子どもたちの安全・安心の確保のため、現在、小・中学校では避難訓練を年3回実施しております。1学期には主に避難経路を確認する訓練、2学期には主に地震対応の訓練、3学期には主に火災対応の訓練となっております。また、不審者に対する訓練も年1回実施しております。

さらに、小学校では地震等を想定した災害時の保護者への児童の引き渡し訓練も年1回実施しております。その際に防災意識や、あるいは意識を高める教育を子どもたち等に行っておりますけれども、今後さらにその内容を深めていきたいと考えております。

また、今回の東北地方太平洋沖地震で津波の被害があったことから、石出小学校では立地条件等を考慮しまして、津波に対する避難マニュアルを作成、検討するというごさいます。教育委員会の方も十分、検討に当たっての指導をしていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

節電対策についてお答へ申し上げます。

町の取り組みについてですが、東日本大震災の影響による原子力発電所の事故などにより、今年の夏の厳しい電力需給が予想される中、町施設においても東京電力より節電協力の要請が来ております。町の施設への要請内容は、契約電力が全施設500キロワット未満であるため小口需要家に当たり、一般家庭と同じ15%削減を目標に節電依頼がありました。

町では、さらなる削減を目指し、各部署に節電対策実施責任者を配置し、空調機器の運転設定、OA機器、照明器具の電源管理を行うことにより、全体で25%を目標に節電に取り組んでまいります。各施設の目標数値は学校施設関係15%、保健福祉総合センター24%、ふれあいセンター23%、役場庁舎及び公民館にあつてはデマンド制御装置の設置による空調機器運転管理によりまして、42%の削減に努めます。

次に、一般家庭の目標数値等の周知でございますが、町民に対する節電のお願いについては、県の方針並びに東京電力からの依頼資料によりまして、7月の広報紙及び町のホームページに掲載し周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（勝野暢一君）

6番。

6 番（山崎ひろみ君）

最初に防災なんですけど、今定例会にも防災関係の補正予算が提出されてきました。先ほど花香議員の答弁の中にある程度、詳細のものもありましたけれども、やっぱり使った分の補充だけではなく、必要なものはきちんと備えるべきだと思います。食料や水に対しても、今までは本当に少なかったと思います。もう少し内容も粉ミルクとか、そういうのもちょっと検討していったらどうかと思います。粉ミルク、紙おむつ、おむつはちょっと食料ではありませんけれども、そういうのもある程度は必要かだと思います。

それで、断水時の水の供給でした。今回は本当に3日足らずで追いつきましたけれども、ある程度の備蓄と、東庄町は井戸水を使っているお宅が結構多くありますので、その方たちを民間というか、町が民間にお願いするというのは、一般の方にはお願いするのは無理があるところもあるかもしれませんが、ある程度は交流を図っておいて、いざという時に使えるようにしたらどうかなと思います。

あと、避難所のことについてなんですけど、今回ふれあいセンターに避難されていた方が地震のときに大きな余震が何回もありましたけれども、窓ガラスがとても大きいのでそのそばで休まれていた方は、すごく恐ろしい思いをしたというご意見もありました。

あと、保健センターですけれども、現在もトイレがちょっと数は忘れちゃったけれども、もう築10年過ぎたかと思うのですけれども、ほとんどが和式で、今は公民館も役場も洋式が9割以上になっていますけれども、保健センターの方はまだ逆の割合になっているようですので、高齢者もいることから洋式の方にかえていっていただければと思います。

このたびの震災を初め、過去の大震災においてもいろんな災害の場合でも、学校施設が多く住民を受け入れる避難所として活用されてきた経緯もあります。その一方、当然のことですけれども、学校施設は教育施設であるために、防災機能の整備が不十分なため、避難所としての使用に際して不便やふぐあいが生じたことも事実のようです。いざという時に住民の避難所として十分機能できるよう、設備する必要も必要かと考えます。

このたびの震災でも体育館等が避難所となった場合、住民から情報が少なく

て不安との声が多く聞かれたとのこと。防災情報の提供に向け、体育館へのテレビアンテナを配置することを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

我が町は福祉の面では一歩先行く施策を実行してくれていますし、何より地域包括支援センターを初め、職員の皆さんは本当に一生懸命働いてくれていると思います。今回の避難所の対応も「スタッフは本当によくやってくれました」との声をお聞きしました。災害時に援護が必要な方、先ほど健康福祉課長の方からありましたけれども、リストも今年度中にできるということですので、1人でも犠牲者を出さないように町でできることはしていただきたいと思います。

それから、避難されてきた人たちの状況はさまざまです。高齢者や体の不自由な方はもちろんですが、内部障害者、人工透析を受けている人、ストマーを使用している人、心臓の病気を持っている人など、外見だけではわかりにくい障害を持っている方もいます。避難所にはそうした方たちを引き受ける福祉避難室を設けることがよいかと考えます。

また、反対に体は健康でも、今回のように余震が続き恐ろしくて家にいられなくて避難所へ来られている方もいます。働ける人は分担して何か手伝ってもらえる体制づくりも必要だと感じました。

地域防災計画の見直しということで、この間読ませていただきました。内容は本当にどこの町でもつくっている内容かと思いましたが、この中に入るかどうか、ちょっとわかりませんが、被災者支援システムの活用を提案させていただきたいと思います。

1995年の阪神・淡路大震災で、壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したコンピュータープログラム被災者支援システムは、世帯ごとに犠牲者の有無、家屋の状態、避難先、罹災証明発行の履歴、銀行口座番号、義援金の支給状況など、支援に必要なデータと住民基本台帳のデータを一括して管理する端末に、住民の氏名を打ち込んで検索すれば被災関連情報を瞬時に探し出せ、その都度、基本台帳の情報と照合する手間が省けるものです。

2009年には、総務省から全国の地方公共団体にCD-ROMで無償配布するなど、全国への利用促進が図られてきました。しかし、残念ながら今回被災した東北地方では、導入した自治体がほとんどなかったようです。また、こ

のシステムを導入しておくことによって、自治体の被災者支援に関する情報のバックアップが可能になり、仮に役場が被災した場合でも、被災者支援・復旧に迅速に対応することができます。このシステムは平時のうちに構築しておくことが重要です。我が町でも導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、このたび日本じゅう各地で被災者を受け入れ、支援をする体制がありました。被災地で人工透析を受けられないということから、大阪で患者400人を家族を含め、最大1,000人を受け入れをし命を救うことができたり、東京では放置自転車を修理して被災地へ送り、交通手段として役立ててもらったなど、数々の話題がありました。それとはまた別ですが、我が町でも災害時にいち早く助け合える町や市と協定を結んでおくことも大事ではないかと考えますが、そういう形をとることは可能でしょうか。

防災教育についてですが、やはり常日ごろの避難訓練だったり、防災教育はとても大事であると認識させられた今回です。地域の防災力も重要になってきます。このたびの「釜石の奇跡」とも言われる防災教育に倣い、自分の命は自分で守る教育にしておくことが大切だと感じました。学校関係でもぜひ子どもたちにそのことを教えていただけたらと思います。

そのほかに、現在東北3県から千葉県内へ避難されている方は3,000人余りに上っているとのことですが、現在町内には親戚縁者を頼って被災した地域から避難してきている人はいるのでしょうか。

また、福島原発事故の影響で、放射性物質に対する町民の不安が広がっています。特に、子どもたちに対する影響が心配されています。放射線量の測定などの用意はありますか。

さらに、放射能の件で、近隣の市や町の農作物から基準値を超える数値が出たことで風評被害を含め、町内の農家の方に影響が出ているようなことはありませんでしょうか。

節電対策については、町も目標以上に努力をしてくれるとのこと。私たち町民も協力して節電に心がけたいと思いますので、町一丸となって節電対策に取り組み、またそれをもって事故などのないように、この夏も暑いということが予想されますので、町民の安心・安全を守る取り組みとしてやっていっていただきたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、初めに体育館等へのテレビ受信環境の整備のご提案でありますけれども、今回の補正でも公民館の非常電源の確保については予算措置をお願いしているところでありますが、ほかの施設も含めまして、避難所施設の再点検という意味からも今後検討してまいりたいと思います。

次に、被災者支援システムの導入についてですが、災害救助法が適用されるような大災害の被災者支援には有効なシステムとお聞きしております。プログラムについては無償での使用が可能とのことですが、住民データ等のシステムの構築費用等を考慮しながら、前向きに検討してまいりたいと存じます。

次に、他市町との防災協力協定でございますが、現在、本町におきましては他市町との防災協力協定は結んでおりません。これにつきましても、地域防災計画の見直しとあわせまして検討してまいりたいと思います。

次に、本町の放射線量の測定関係について申し上げます。

去る6月9日、香取広域市町村圏事務組合消防本部から測定機器をお借りし、町内の公共施設8カ所におきまして、地上10センチ、50センチ、1メートルの高さで大気中の線量を測定しました。測定値につきましては、いずれも文部科学省の暫定的目安である毎時3.8マイクロシーベルト以下の数値でありました。測定結果は観測地点の平均値で、毎時0.147マイクロシーベルトから毎時0.239マイクロシーベルトで、全平均値では0.203マイクロシーベルトとなっています。

さらに、計測につきましては16日の木曜日、県の大気保全課が来庁し、役場及び香取広域市町村圏事務組合の消防本部、東庄分署の2カ所で測定を予定しています。

なお、これらの数値につきましては7月号の広報紙でお知らせするとともに、町のホームページにも掲載いたします。

また、今後の測定であります。県では6月議会に補正予算を計上し、各出先機関を通して、管内市町村への測定機器の貸し出しを行うとのことでありま

した。測定機器の運用方法の詳細は未定とのことではありますが、本町におきましても、この機器を借用し継続的に測定を行うこととしたいと存じます。

なお、これらの測定結果への対応につきましては、対策そのものの必要性も含めまして、専門性の高い内容でありますので、国・県の指導等をいただきながら対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、内部障害がある方の避難対応についてですが、議員ご指摘の人工透析あるいは在宅酸素を受けておられる方々におかれましては、災害による医療の断絶、対応の遅れ、あるいは空白といったものは命にかかわる重大な問題でございます。

議員、福祉避難室とのご提案でございますが、町としましては、個別支援計画の中でお1人お1人の障害の内容をあらかじめ把握しておきまして、発災時には直ちに東庄病院等と連携をいたしまして、迅速かつ細やかな切れ目ない行動がとれるように十分に配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（勝野暢一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

東北地方からの避難している人の状況はということでございましたので、私の方からお答えさせてもらいたいと思います。

総務課の方とも確認をしておりますけれども、被災者としての避難の方はございません。自主避難ということで、福島県から母と子ども2人の方が東庄町の実家に来ていまして、子どもは小学校と中学校に現在通学している状況でございます。

以上でございます。よろしく願いします。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、農作物の風評被害等、農家に対する影響についてお答えいたします。

福島原発事故により、香取市、旭市、多古町の近隣市町で、葉物野菜の出荷制限がされ、JAかとりで出荷する野菜類に風評被害による影響が出ているのではないかということで、現在かとり農業協同組合で、被害状況の詳細について調査しているところであります。

なお、損害が発生した場合、JAグループについては、東京電力福島原発事故農畜産物損害賠償対策千葉県協議会を通じて損害賠償請求することになり、またJAグループ以外の農家の方は、東京電力福島原子力補償相談室内の補償相談センターへ問い合わせの上、直接請求することになります。

以上で、答弁を終わります。よろしくお願ひします。

議長（勝野暢一君）

6番。

6番（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。

平成20年1月に作成された町の地域防災計画、この間見せていただきました。不足する部分、変更する部分が今回出てきて中身を見直すということですが、内容は当たり前のことなんでしょうけれども、努めるとか、検討するという文言が多く使われていました。やっぱり努力義務ではなくて、きちんと整備すべきところは整備し、いつ起こるかわからない災害に備えてほしいと望みます。

被災者支援システムについては、今回の震災においても、被災地では役場の職員が亡くなったり、役場自体が機能しなかったりと、住民に対する罹災証明発行や義援金の支給などがスムーズにできていないようです。このシステムを設置する費用もそれほどかかりませんので、ぜひ導入すべきだと思います。

いろいろ答弁をいただいてありがとうございました。1回に備えられないかもしれませんが、避難所の備蓄に関してもだんだん積み上げていっていただければと思います。災害が発生したときは、行政だけで対応できるものではありません。自助・共助・公助と申しますが、平時のときに常に考えて行動

できるように、町民に対して周知、教育していくことが大事だと思います。天災は免れない部分ですが、被害をより少なく町民の生命、財産を守る取り組みをお願い申し上げまして、私の一般質問といたします。

ありがとうございました。

議長（勝野暢一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、5番、多田和弘君。

5番（多田和弘君）

久々の一般質問です。よろしくお願ひします。

それでは、今回小見川総合病院についてと、東庄町の教育についての2点について一般質問させていただきます。

小見川総合病院の名称が小見川町、佐原市、山田町、栗源町の1市3町で合併し香取市となり、今は香取市東庄町病院組合立国保小見川総合病院と名称が変更になりました。すなわち、東庄町と香取市が経営母体となっている病院であります。出資比率は香取市が86%、東庄町が14%と過半数を香取市が持っていますが、14%と言えども株主でありますので、いわば東庄町民の病院といっても過言ではないかと思います。

現在、5名の議員が東庄町議会を代表して病院組合に議席を持っておりますが、町としての認識、町民の中の合意を形成する必要がある前提になれば、病院議会での議員の発言は個人の意見で終わってしまいます。その意味で、東庄町民の小見川総合病院に対する理解を深めるためにも、ここ東庄町議会でこの問題を質問させていただきたいという認識であります。

まず、香取市が86%、東庄町が14%と決まった歴史的背景をお伺いいたします。また、それを取り決めている法的根拠もあわせてお伺いできればなどというふうに思います。

平成23年度予算で負担金交付金のうち、救急医療の確保に要する経費として2億1,802万2,000円、看護師養成事業として4,934万1,000円、病院建設改良に伴う元金償還金及び建設改良分繰入金として5,973万6,000円の合計3億2,710万円が香取市・東庄町一般会計からの繰入金として組合議会に提案され、承認を得たところであります。

このうちの14%、すなわち4,579万4,000円が東庄町の一般会計から支出となります。この数字は救急医療の確保に要する経費で、昨年2億5,380万4,000円に比べ3,500万円ほど減額、また、看護師養成事業で291万円の減額、病院建設改良に関する繰入金は、逆に1,399万2,000円の増額となっております。毎年、東庄町の負担金の変動しているわけですが、このような数字を決定する過程で、当然東庄町の行政当局も参加して、また相談を受ける立場にあるはずであります。一般会計からの繰入金、すなわち負担金の総額はどのような過程で決まるのでしょうか。また、どのような考えでこのような金額を決めているのでしょうか。

地方公営企業法では、一般会計からの繰入金すなわち負担金は2種類あって、一つは地方公営企業の繰り出し基準として負担する金額と、二つ目は病院の経営状況に配慮した上で総合的に判断して行われるものという二つがあると書かれております。

小見川総合病院の改革プランでは、繰り出し基準を超えている分については今後、一層の経営努力により削減していかなければなりませんとうたっています。東庄町としての病院への負担金に対する考え方と、繰り出し基準内の金額の上限をどのように設定しているのか、お伺いします。当局の見解をお示してください。

続いて、繰入金の総額の14%が東庄町の負担分となっております。議員数の割合も14%とすれば、組合議会の議員数は17ですから2.38人、3人ということになりますが、現実として東庄町に割り当てられた議席は5であります。議席の割合で言えば29.4%、約30%であります。議席の割合はどのような話し合いで決定されたのでしょうか、当局のお答えをお願いします。

東庄町と香取市には、合計すると三つの公立病院があります。東庄病院、小見川総合病院、そして県立佐原病院であります。平成19年12月に、総務省が出した公立病院改革ガイドラインで、各自治体は公立病院改革プランの作成を指示されました。千葉県は香取市にある二つの病院の再編ネットワーク化を期待しているようであります。県立佐原病院は、地理的にも東庄町から離れているため、東庄町民にしてみれば、その動向はさほど影響がないように思いますが、しかし、小見川総合病院については、その動向は町民の医療に大きく影

響があるように思います。定期的に行政当局は香取市とこの件で会議を持つべきと考えます。現状について、どのようになっているかをあわせて見解をお聞かせ願いたいと思います。

東庄町としての見解を、議会でも行政レベルでも持つべきときと思います。そのためには、広く町民に考える機会と場所の提供も必要と考えますが、あわせてご見解をお聞かせください。

東庄病院は旭中央病院との連携を行っており、毎日定期バスを走らせております。14%の交付税負担をしている小見川総合病院は東庄町民の自前の病院であります。自分たちの病院をより使い勝手のよい病院として利用すべきであります。町民の利便性を高めるためにも、旭中央病院と同じような定期バスの運用などの需要と経費を十分考慮し、検討してもよいのではないかと考えますが、当局の見解を求めます。

続いて、東庄町の教育についてお聞きします。

幼稚園が5園から2園になって1年以上が過ぎました。園児にとっては、以前より早目に起きてバスに乗って通わなければならなくなった分、肉体的負担のほかに精神的負担も加わっていると思います。バス乗り場までの送迎、バスの運行状況など、通園の状況などをお伺いいたします。お答え願います。

また、延長保育を以前に比べて1時間延長するサービスを始めることが園児の募集時に発表されました。現在ほどのように対応されているか、お伺いいたします。

また、少人数より大勢での幼稚園教育を主張されておりましたが、当初の目標は達成されたのでしょうか。保育園との関係も含めて、ご見解をお伺いいたします。

続いて、小学校についてお伺いします。

少子化により、入学児童減少でどこも同じだと思います。幼稚園統合の経験も踏まえ、慎重に小学校の統合問題は検討されなければならないと考えます。幼稚園統合のときに議論の開始から統合までの時間が短過ぎたとの批判が多く聞かれました。同じ間違いを犯さないためにも、十分な時間的余裕を持って広く議論を起し、慎重に議論を深めながら結論を出すべきだと思います。

統合問題について、行政内部ではどのような段階にあるのか、当局の見解を

お伺いします。

続いて、中学校についてお伺いします。

近隣の高校を見ると、大きく定員割れして存亡の危機にある高校もあれば、定員を大きく上回っている高校もあります。校長がことし変わられたことで教育方針も多少変わったこととは思いますが、進路指導についてどのように行われているか、お伺いしたいと思います。

続いて、部活動、特に運動系は、健全な精神と肉体を鍛える意味においては大変貴重な時期です。もちろん、文科系の部活動も自分の才能を十分伸ばせる絶好の経験になります。中学校部活動は新学習指導要領の総則で、新たに「学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること」と、部活動が学校教育の一環との位置づけをされました。子どもたちの興味・関心に対し、教える立場の教員が担当する部活動の経験がないとか、ほとんどやることがない先生が担当しているということもあると聞きました。現在の部活動の種類と、指導者の状況をお伺いいたします。

教師に部活動の専門性を求めるのが無理なら、教育委員会が指導者としてふさわしい人材を募り、教師のもと、指導をお願いすることを考えてはいかがでしょうか。既に、他の中学校ではこのようなことが行われております。参考までに2010年11月15日、教育新聞に出た神奈川県藤沢市の教育委員会の取り組みをご紹介します。

同市教育委員会教育指導課では、市内の中学校部活動で専門的な技術を必要とする学校に指導者を派遣することを目的に、生涯学習課と連携し、地域の住民が市民講師として活躍できるよう「学校部活動等地域指導者養成講座」などを開設した。そして、その修了生が登録できる人材バンクを開始した。

同講座は、スポーツ経験の豊かな人または実技指導の経験がある人を対象とし、市内の中学校運動部活動の指導者として活動するために必要な学校運動部のあり方や事故防止・安全管理を計4回受講するというもの。講師は、同市中学校体育連盟や部活動養成コース修了生、スポーツドクター、消防隊などが務めているというようなことです。

評価として、その学校の校長は、「指導者が講習を受けているので安心して依頼できる」というようなコメントを出しております。

このような件に関しまして、当教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。
続いて、社会教育・生涯教育についてお伺いします。

社会教育・生涯教育の提供の場として、公民館が位置づけられております。
賛否両論の大議論の末、公民館の大規模改修が行われました。そのとき、より多くの町民が社会教育・生涯教育の実践の場として利用できるよう、ソフト面の充実の努力をすることを教育長並びに公民館長は議会で約束されました。その後、どのような点で充実が図られているのか、お伺いいたしまして、私の第1回目の質問を終わりにいたしたいと思います。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、多田議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、小見川総合病院の構成市町の負担割合と、組合議会の議員選出の議席数についてでございます。

ご質問の決定に至る経緯、背景を記した資料を小見川総合病院などで検索した結果、確認できましたのが昭和29年の病院組合設立当初の「小見川町外五ヶ町村病院組合規約」、それと小見川町、山田町、東庄町の3町で構成しました「小見川町外二ヶ町村病院組合規約」、それと三町組合に改組される際の資料と思われるけれども、昭和32年12月付の「組合分担金比率算定の基礎資料」、この3点でございます。

これに基づきまして、推測を交えた答弁となりますので、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

まず、歳出につきましては、組合設立当初の小見川町外五ヶ町村病院組合規約に10分の2を各町村均等割、10分の8は最近の国勢調査による人口により分賦と規定されておりますけれども、具体的な比率の記述はございません。その後、昭和32年12月付の組合分担金比率算定の基礎資料に、構成町の人口比率と国保加入者の病院利用者比率の平均をとって、小見川町56%、山田町30%、東庄町14%という記載がありました。小見川町外二ヶ町村病院組合規約にも規定されております。

次に、各町の議会議員選出の議席数につきましては、小見川町外五ヶ町村病

院組合規約に小見川町が6、府馬町、八都村、山倉村、良文村、神代村が各1と規定されております。その後、小見川町外二ヶ町病院組合規約に町議会議員のうちから選挙する議員の町別定数としまして、小見川町7、山田町5、東庄町5が規定されております。決定の根拠につきましては人口割と思われませんが、それを裏づける資料の確認はできておりません。なお、現在の香取市は合併によりまして小見川町と山田町の附帯率及び議席数を引き継いでおります。

なお、一部事務組合において負担割合をどうするかにつきましては、構成自治体で協議の上、決定すればよいということで法的な縛りはございません。

次に、一般会計からの負担金について申し上げます。

負担金決定の考え方でございます。構成市町の経費負担の基本的な考えにつきましては、組合規約第18条に、「組合の経費は、組合の財産、病院の収益及びその他の収入をもつてこれに充て、なお不足があるときは関係市町に分賦する。」と示されております。また、負担金を決定するに当たっては、公営企業の独立採算を基本原則としまして、負担金を初め、経費全般の抑制を念頭に置きまして、組合を構成する香取市と東庄町で協議、決定することといたしております。

次に、小見川総合病院再編の件についてですが、千葉県「香取・海匝地域医療再生計画」に、県立佐原病院との一体化による機能強化が掲げられておまして、協議していく必要があるとのことから、本年度に千葉県地域医療再生臨時特例基金交付金を活用しまして、国保小見川総合病院の将来のあり方に関する調査の委託を小見川総合病院の方で行うということでございます。既に準備会としまして、構成市町担当課長会議が設けられておまして、今後検討会の設置予定ということで聞いておりますので、調査、研究の過程から構成市町もかかわっていくことになるものと考えております。

ご質問の最後、小見川総合病院への定期バス運行のご提案についてですが、本年度で運行開始後12年目になる「おでかけ号」については、更新時期が近づいております。次をどうするのか、いろいろ課題があるところでございますので、議員のご提案については今後の検討課題の一つとさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（勝野暢一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方から東庄町の教育についてということで、答弁をさせていただきます。

まず最初に、幼稚園の関係でございますが、バス乗り場までの送迎、バスの運行状況など、通園の状況ということのご質問でございました。幼稚園の通園バスは笹川幼稚園、橘幼稚園それぞれ1台ずつ、2台で運行をしております。バスには幼稚園教諭1名が添乗をしています。バス乗り場は極力自宅近くにしてありますが、道路事情により最寄の安全な場所を設定しています。自宅からバス乗り場までは保護者の方に送迎をお願いしております。

運行状況につきましては、笹川幼稚園は神代と笹川の2ルートでございます。朝は7時半に園を出まして、8時26分に園の方に到着します。帰りは15時に出発をしまして、16時に園に戻ります。橘幼稚園は東城・羽計と石出の2ルートでございます。やはり朝は7時半に園を出まして、8時44分に最終的に園に到着します。帰りは14時30分に園を出発をしまして、15時56分に園に戻ってきます。

園児の乗車時間はおおむね20分から30分程度で、園児の精神的な負担も見られないと考えております。通園バスの乗車率は笹川幼稚園が67%、橘幼稚園が83%と多くの方が利用している状況でございます。

次に、幼稚園の延長保育を1時間延長したが、現在の対応はということでございます。延長保育につきましては、幼稚園統合前は14時から15時までの1時間でございましたが、統合後は16時までということで、さらに1時間延長いたしました。延長保育は橘幼稚園の1名を除いた全保護者がやはり希望しておりまして、15時までが37%、残りの63%が16時までの延長保育を利用している状況でございます。

それから、3点目の幼稚園の少人数により、大勢での教育という当初の目的は達成されたかということでございますけれども、幼稚園統合後の入園者数ですが、平成22年度は笹川幼稚園で54人、橘幼稚園で43人、入園率は75%でございます。平成23年度は笹川幼稚園27人、橘幼稚園36人で、入園率

は70%でございます。入園率は幼稚園の統合前とさほど変化はありませんが、統合により1園の人員がふえたことによりまして、子どもたちはやはり大勢となり切磋琢磨し、集団生活や諸行事にも活性化が図られ、統合の目標は達成されたと考えております。

次に、小学校の統廃合の問題について、どのような段階にあるかということでございます。小学校の統廃合につきましては、やはり学校は地域の施設という認識が非常に強い中で、統廃合については地域の皆様のご理解をいただかなければいけないことだと考えております。昨年6月議会で、平山議員からも同様のご質問をいただき、第5次東庄町総合計画の後期計画の中へ小学校の統廃合の検討を提起していくという答弁をさせていただいております。やはり子どもの減少の中で、小学校の統廃合は避けられないものと考えております。出生の状況、そういうものを十分把握しながら、統合に向けての検討、それは十分に時間を費やしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、中学校の進路指導について、どのように行われているかということでございます。進路指導につきましては、生徒との個人相談、それと三者面談を通しまして、生徒の能力が伸ばせるよう、また生徒・保護者の希望を尊重し、その希望が達成できるよう指導を進めているところでございます。4月に校長が変わりましたが、その進路指導の方向性は大きく変わるものではございません。

次に、6点目、7点目の現在の部活動の種類と指導者の状況、それと教育委員会が部活動の指導者を募り、教師のもと指導をお願いするというものの考え方についてということでございます。

現在の部活動の種類ですけれども、15の部活動がございます。詳細を申し上げますと、野球、ソフトボール、サッカー、陸上競技、ソフトテニス、水泳、バレーボール、バスケットボール、卓球、柔道、剣道、吹奏楽、科学、美術・手工芸、英語ということでございます。この部活動につきましては、中学校の教諭が顧問をしており、野球、サッカー、陸上競技、あるいはバレーボール、バスケットボール、卓球、剣道は複数の教師で顧問の方を担当しております。

部活動の顧問の先生につきましては、経験年数等により、おのずから指導力

に差があるものと思いますけれども、4月の教職員の異動等がありましたが、随時顧問の入れかえをするなど、学校でもよりよい指導を目指しております。種類によっては地域の方にボランティアで指導をいただいているものもありますが、顧問の状況につきましては学校とも協議しまして、学校からの要請があれば、指導者の人材を見つけることも検討していきたいと考えております。

次に、公民館の大規模改修後におけるソフト面の充実がどのように図られているかということでございます。

公民館の利用におけるソフト面の充実について、今後の展望も含めてお答えしたいと思います。昨年12月1日より、公民館がリニューアルし開館しております。平成23年度の公民館事業につきましては、平成21年12月議会で多田議員の一般質問を踏まえ、職員は話し合いを重ね主催講座案を決め、2月の公民館運営審議会で決定をいただきました。

まず、若い女性の参加や男性の参加が少ないことからどのような内容のものがよいか、どのような時間が集まりやすいか、そういうことから検討しまして、新たな講座としましてモーニングヨガ教室、楽々シェイプアップ体操、男の料理教室、座禅教室等を企画いたしました。中でも、モーニングヨガ教室、楽々シェイプアップ体操については募集定員を上回り、好評を得ているところでございます。また、公民館の職員の持つ技術を活用し、エンジョイクッキング教室も新たに開催し、定員をオーバーする参加があり、人気を得ております。やはり、開催日や開催時間が参加者の生活スタイルに符合したものと考えております。今後、7月には若い女性を対象に浴衣の着つけ教室、秋にはガーデニング教室等も募集をする予定でおります。

また、公民館には47の利用団体がありまして、リニューアルした公民館を定期的に利用いただいているところですが、皆さんからは旧視聴覚室がフローリングとなりまして、大鏡も設置してございます。大変使い勝手がよいということで、さまざまな団体に毎日利用をいただいている状況でございます。

今後、公民館講座の拡充につきましては、社会教育の観点からライフステージに合った講座を企画、開催を目指すこと。また公民館の利用促進のため、定期利用団体の活動状況の公開を直近の課題として取り組んでいく所存でございます。

直接質問とはちょっと関係ございませんけれども、主催講座として募集を始めようとしたときに、東北地方太平洋沖の地震が発生いたしました。余震が続く中、公民館を避難所として開設し、避難された方々を受け入れました。その中で、車いすの方、高齢者の方々が来た中では、公民館のいろいろな箇所の大規模改修を終えていてよかったと感じております。

また、公民館の貸し出しですけれども、3月中においては余震が続いているということから全館休館といたしまして、節電の関係から4月中は夜間休館、5月、6月につきましては大ホールのみ休館ということで、利用団体の皆さんにご協力をお願いしている状況ですので、ご理解の方をいただければと思います。

以上で答弁の方を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（勝野暢一君）

5番。

5番（多田和弘君）

絞って質問を続けたいと思います。

病院の方の話ですけれども、最終的にきちんとした根拠みたいなものは示されませんでした。人口比率と病院の利用比率を基本に、一番最近のデータだと思うんですが、それを基本にやられたんじゃないかということですが、今これを人口比率と利用者比率を合わせて負担割合を決めるとすれば、多分数値は変わってきているのではないかなというふうに思いますけれども、今そういう数値をお持ちでしょうか。もしなければ、それに従ってやるとすれば、そういう話し合いもするべきではないのかなというふうに思います。

それから、一般会計からの繰入金に関しては答弁がなかったように思いますけれども、繰り出し基準内の金額の上限は幾らかという質問を私、したんですが、これはいろいろ前にも話したことがあったと思うんですが、病院事業にかかわる主な地方交付税措置ということで基準需要額だという話で、直接この金額が来ているわけではないというお話がありましたけれども、平成22年に許可病床、すなわちその病院で県から受けている病床数が1ベッド当たり70万1,000円、それ掛ける許可を受けている病床数のお金が病院を持っている自治体に対して、一般交付税という形で組み入れられる。

ただ、それは需要額なんで、実際にもらうときには削られているかもしれないという答弁を前にもらったことがあるんですが、基本的にはこの金額が、基準内繰り入れだという意見というか、話を書いてあったんですが、それで計算しますと、小見川総合病院を持っている、今小見川総合病院は170床だったんですが、35床休止しておりますので135床とすると、9,463万5,000円が一般会計の中で病院を持っている病院への一般会計への額としてもらっていると。それに、特別交付税の中で救急告示病院として、多分1ベッドだと思うんですが、169万7,000円、それに3,290万円がプラスされるということで、その14%と計算しますと、東庄町の負担が3,459万7,000円が基準内繰り入れというふうに理解できるんですが、今実際に基準内繰り入れプラスその他のことに関しては、総合的に判断して関係市町村で負担するという話になっていますけれども、そういうふうに考えるとかなり多くの金額が、これで基準内を超えた分が小見川総合病院に一般会計から負担されているというふうな理解をしてよろしいのでしょうか。その辺のことをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、教育に関しまして、公民館もよく使われているということのお話でありました。

小学校の統廃合に関しては、今の人口の減少から考えて避けて通れない問題だというお話もされました。時間もじっくりかけて、移転またはいろいろな問題点を取り上げて、議論を長い時間かけて決めていただきたいと思います。

それから、中学校の部活の問題ですけれども、あちこちの学校で先ほど紹介しましたが、先生方では大変過ぎると、対応できないという先生方からの意見もあって、やはり教育委員会が動いてその制度をつくっていく、その仕組みをつくる。それで人材バンクをつくってきちんと教育して、それで1日幾らという費用に、要求があった場合に派遣するという仕組みをつくっているところが多いらしいです。

ですから、そういう意味で、さっき課長の答弁で、要望があれば指導者の人材を見つけていくというような答弁がありましたけれども、それを制度としてぜひ研究していただいて、やはり子どもたちの、余りやったことのない先生だとけがをしたりとか、いろいろ問題もありますし、あと部活が活発だと、また

学校も盛り上がっていい学校になりますので、その辺のことを制度としてぜひつくっていただけないかなと。

この3点をお聞きして、質問を終わります。

議長（勝野暢一君）

それでは時間ですけれども、続けてお答えの方をお願いいたします。

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、2回目の答弁をさせていただきます。

まず、病院の負担割合の変更に関してですけれども、まず根拠的な数字、人口比率ですとか病院の利用率ですね、これは現在私どもも持っておりませんので、病院組合の方にお伺いしていただければと考えております。

なお、負担割合については、今後もし数字がそのようにあらわされた場合、どのようにするかですけれども、私どもの方としては旧神代村の数字をそのまま引き継いでいるんだというような認識でいるわけですが、また議会の議員の皆様方含めて、ご検討いただければと考えております。

以上でございます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

負担金の関係でありますけれども、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、地方公営企業法の原則によりまして負担金の考えを持っているわけですが、ちなみに小見川総合病院の関係での本町への基準財政需要額の算入額、平成22年度の額について申し上げますけれども、約2,700万円がその基準財政需要額の算入額になっているという状況でありますので、やはり企業会計という中、経営努力によりまして、独立採算という考えが必要でありますので、そういう考えの中、どうしても必要なものに対して負担するような形にはなっていると考えております。

以上です。

議長（勝野暢一君）

教育課長。

教育課長（五十嵐秀司君）

部活動への講師の派遣の制度化ですか、それについてということでございます。やはり、中学校の方とその辺の内容を十分、状況等を協議しながら、この制度についても十分検討していきたいと思っていますので、よろしくご理解の方をいただきたいと思います。

議長（勝野暢一君）

5 番。

5 番（多田和弘君）

以上で終わりにします。

議長（勝野暢一君）

以上で、多田和弘君の一般質問を終わります。

これで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

（午後 0 時 0 5 分 休憩）

（午後 1 時 0 0 分 再開）

議長（勝野暢一君）

休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

2 番、鈴木正昭君から所用のため、午後欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 6、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま提案されました承認第 5 号の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

承認第 5 号は、町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものであります。このたびの東日本大震災による被害が未曾有のものであること

にかんがみ、現行税制をそのまま適用することが適当でないと考えるもの等について、緊急の対応として、「地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令」が平成23年4月27日に公布され、同日から施行されることに伴い、町税条例の一部を改正する必要が生じました。

急を要するため、5月20日に専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めますのでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

それでは、承認第5号、町税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容について、ご説明申し上げます。

このたびの税法改正につきましては、3月11日に発生した東日本大震災の被災者を支援するための特別措置を盛り込んだ改正となっており、東日本大震災に係る個人住民税の雑損控除額の特例、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例、固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等の3条を加えるものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。新旧対照表、左側の改正案により、説明させていただきます。

附則第22条の改正は、「東日本大震災に係る雑損控除額等の特例」に関する規定ですが、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、平成23年度の町民税の総所得金額から雑損控除として控除できることとする条文を新設するものでございます。

2ページをお願いいたします。

附則第23条の改正は、「東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例」に関する規定ですが、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により、居住の用に供することができなくなった場合においても控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用

できることとする条文を新設するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

附則第24条の改正は、「東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等」に関する規定ですが、東日本大震災により、滅失または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成23年度分の固定資産税について、住宅用地にかかる課税標準の特例措置の適用を受けていた土地については、平成24年度から平成33年度までの各年度についても、当該土地を住宅用地とみなして課税標準の特例措置の適用を受けるための手続に関する条文を新設するものでございます。

以上で説明を終わります。ご承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（勝野暢一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

日程第7、議案第23号、平成23年度東庄町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第23号、平成23年度東庄町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,800万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,824万4,000円とするものでございます。

今回の補正では東日本大震災を踏まえ、防災用備蓄品の購入や、防災行政無線の整備など、防災対策費として676万1,000円を計上しております。また、公民館の非常用電源回路の整備など、公民館費303万5,000円、震災による一部毀損した大ホールの修繕のため、社会教育施設災害復旧費150万円を計上しております。

このほか、震災関係で県の補助金を活用して実施する被災者住宅再建資金利子補給金、農業災害の利子補給金、節電対策として庁舎の使用電力を自動制御する機器の導入費用、県補助金を活用しての産地整備支援事業補助金、新宿地先の防火水槽の撤去費用などを計上しております。

以上、主なものを申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、私の方から平成23年度東庄町一般会計補正予算（第3号）について、内容を説明させていただきます。議案書の12ページをお願いいたします。まず歳出から申し上げます。

2款・総務費、1項1目・一般管理費、電子地図データ使用料1万5,000

0円、インターネットにより地図データを利用するための使用料です。

次に、4目・財産管理費、施設維持管理工事費169万2,000円、これは庁舎で使用する電力量を監視し、自動的に制御する機器を設置することにより、さらなる節電を図るものです。これにより、現在の料金体系で設置費用以上に年間の電気量を節減できる見込みです。

次に、8目・防災対策費で、町長の提案理由にありましたように、今回の大震災で防災用備蓄品を使用したため補充をするものです。

内容としては、乾パン、保存水、非常用飲料水袋、それからトイレ用凝固剤など、消耗品として121万6,000円、次に、避難所で使用した毛布310枚をクリーニングし、袋詰めにするための費用48万9,000円、次に、移動系防災行政無線を効果的に活用するため、建物内に電波の入りにくい保健センター、ふれあいセンター、ふれあい公園へのアンテナ工事及び携帯用無線機6台、車載用無線機3台の設置に277万5,000円、次に、防災用資材費として、土のう袋1万枚34万7,000円、避難所用シートなど防災用備品193万4,000円、以上防災対策費で676万1,000円を計上しております。

次に、5款・農林水産業費、1項3目・農業振興費で、農業災害対策利子補給金6万円、被災した農家の施設の復旧にかかる融資の利子補給金です。利子1.65%を助成し、このうち1.05%分について県から補助があります。また、産地整備支援事業補助金163万7,000円は、こかぶのパイプハウスの設置にかかる出荷組合に対する補助金で、全額県補助金として財源があります。

次に、7款・土木費、4項1目・都市計画総務費で、被災者住宅再建資金利子補給金200万円、これは被災者の住宅再建にかかる融資の利子補給金です。借入額のうち、500万円までに対する利子2%を利子補給金として助成します。このうち、1%分について県から補助があります。

次に、8款・消防費、次の13ページをお願いします。1項3目・消防施設費で、防火水槽撤去工事費130万円、新宿地先の一部、私有地に設置されております防火水槽を土地所有者からの申し出によりまして、撤去するものであります。

次に、9款・教育費、5項2目・公民館費で、施設整備工事費251万4,000円、公民館の非常用電源回路の整備費用及び公民館東城分館のつり下げ式照明を安全上、天井直づけにするための費用です。次に、備品購入費52万1,000円、業務用大型冷凍冷蔵庫が故障し修理不能のため、新たに購入したいものです。

次に、10款・災害復旧費、3項1目・社会教育施設災害復旧費で、公民館維持管理補修工事費150万円、震災により、公民館大ホールの内壁が剥落したため、修繕するものです。

次に、11ページをお願いします。歳入について申し上げます。

先ほど歳出で申し上げましたように、15款・県支出金で、2項4目・農林水産業費補助金として、農業災害対策利子補給補助金3万8,000円、産地整備支援事業補助金163万7,000円を計上しております。

また、8目・土木費補助金として、被災者住宅再建資金利子補給事業補助金100万円を計上しております。

最後に、歳入が歳出により不足する1,532万5,000円について、19款・繰越金で補正するものです。

以上で、一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（勝野暢一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第23号、平成23年度東庄町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第8、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について(平成22年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書)及び日程第9、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について(平成22年度東庄町一般会計事故繰越し繰越計算書)を一括して報告を行います。

町長より報告の申し出がありましたので、これを許します。

岩田町長。

町長 (岩田利雄君)

それでは、平成22年度東庄町一般会計における繰越明許費繰越計算書並びに事故繰越し繰越計算書について、あわせてご報告を申し上げます。

報告第1号は、さきの3月定例議会で繰越明許費を定めた平成22年度一般会計補正予算について、可決承認をいただいたところでございます。今回、その繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条の規定に基づきまして、ご報告をさせていただくものでございます。

また、報告第2号は、東日本大震災の影響により、予定しておりました事業の一部が完了しなかったことから、事故繰越しとして繰り越しをいたしました。今回、その繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第150条の規定に基づき、ご報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしく願いを申し上げます。

議長 (勝野暢一君)

総務課長。

総務課長 (菅谷武男君)

それでは、私から報告第1号並びに第2号の内容について説明させていただきます。

まず、繰越明許費と事故繰越しの違いについて申し上げます。

繰越明許費は、地方自治法第213条に規定されておりまして、歳出予算で年度内に支出が終わらない見込みのものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すことができるというものです。この規定により、3月定例議会におきまして、繰越事業にかかる補正予算の可決承認をいただいているところであります。主に、国のきめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金を活用して行う事業を繰り越しております。

また、事故繰越しにつきましては、地方自治法第220条第3項ただし書きで規定されておりまして、災害のような避けがたい事故のため、年度内に支出が終わらなかったものについて予算にのせずに繰り越すことができるものです。3月11日の東日本大震災により、資材の一部が入らないなどの理由により工事が完了しなかった事業を繰り越しております。

いずれの場合も5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会で報告することとなっております。

それでは最初に、平成22年度東庄町一般会計における繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、15ページをお願いいたします。

平成23年度に繰り越す事業は計算書にあります11事業です。

まず、農林水産業費で、東庄ふれあいセンター修繕事業552万5,000円、エアコン等の修繕です。

次に、土木費の道路維持工事事業費1,190万円のうち749万円、青馬及び笹川・新切下地先の道路維持工事です。

次に、道路改良工事事業費2,600万円のうち1,583万6,000円、神田地先の道路改良工事です。

次に、雲井岬公園照明整備工事290万円。

次に、教育費で、神代小学校変電設備更新工事400万円、老朽化による設備の更新です。

次に、小学校図書整備事業200万円、東庄中学校武道館防水改修工事1,563万円、中学校図書整備事業100万円、次のページになりますが、図書館図書整備事業300万円、宮野台運動公園テニスコート人工芝張替え工事890万円、弓道場新築工事990万円となっております。

これらのうち、ふれあいセンター修繕事業、雲井岬公園照明整備、神代小学校変電設備の更新、中学校武道館防水改修、宮野台運動公園テニスコート人工芝張替え工事、弓道場新築工事につきましては、国の補助金、きめ細かな交付金を活用して実施いたします。また、小学校及び中学校の図書整備事業、図書館の図書整備事業につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して実施いたします。

なお、繰越事業として予定しておりました黒部川遊歩道整備事業につきましては、震災復旧を優先するため繰り越しを見送ることといたしました。

以上、事業費合計で9,075万5,000円、繰越額は7,618万1,000円となっております。

続きまして、事故繰越し繰越計算書について説明申し上げます。18ページをお願いします。

まず、農林水産業費ですが、東庄ふれあいセンター修繕事業事業費849万8,000円のうち526万8,000円、これは平成21年度事業で22年度に繰り越した事業ですが、震災で資材が届かず事故繰越しをいたしました。

次に、土木費で、道路改良工事4,191万6,000円のうち2,516万4,000円、これは笹川・鹿野戸地先2カ所及び新宿地先の道路改良工事です。

次に、町道舗装工事394万8,000円、笹川・鹿野戸地先の舗装工事です。

以上、事業費合計で5,436万2,000円、繰越額は3,438万円となっております。

以上、繰越明許費繰越計算書並びに事故繰越し繰越計算書について説明させていただきました。よろしく申し上げます。

議長（勝野暢一君）

本件については、報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

ここで、岩田町長は、本日原子力発電所の事故に伴う風評被害の対応に関する緊急要望のため、千葉県町村会長として県に出向くことになり、会議の途中ではありますが、退席したい旨、申し出がありました。ご了承願います。

日程第10、請願第2号、「国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び日程第11、請願第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上、2件を一括議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（勝野暢一君）

ここで請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

8番、宮崎正吾君。

8番（宮崎正吾君）

請願第2号、第3号について、紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

第2号では、国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書、第3号では、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書に関しての請願についてであります。

中にも書いてありますし、先ほども朗読されましたけれども、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかし、社会の変化とともに子どもたち1人1人を取り巻く環境の変化、教育諸課題や子どもの安全確保の課題が山積しています。子どもたちの健全育成を目指し心豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育の環境整備を一層進める必要があります。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち1人1人が国民として必要な基礎的資質を培うものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務だと思います。

今、経済格差により学歴社会の格差がはっきりした姿であらわれています。大都市と地方の格差も問題視されています。このような社会現象の中で、国が教育予算を低減したりして、地方に負担を多く求めようとしています。

このような教育関係の請願書を毎年提出していかなければ、教育が軽視されるようなことがあってはならないと私も考えております。

以上、申し上げました大義をご理解いただきまして、本議会において審議され、採択いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（勝野暢一君）

本請願は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第12、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、あす15日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、あす15日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

16日の会議は、議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時39分 散会）